

令和元年11月11日

第20回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和元年11月11日（月曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 浪岡中央公民館3階 第1～3会議室
3. 閉会年月日 令和元年11月11日（月曜日） 午後1時50分

4. 議案

- 議案第101号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第102号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第103号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第104号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
- 議案第105号 農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見について
- 報告第66号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
- 報告第67号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
- 報告第68号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第69号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 穴水 佳行	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 壽憲	5番 鎌田 清勝	7番 工藤 隆志
8番 窪寺 洋志	9番 高坂 繁光	10番 齊藤 光朗
11番 佐藤 紘一	12番 澤田 今日一	13番 堤 武久
14番 奈良岡 めぐみ	15番 西澤 清光	16番 西塚 伸
17番 福士 修身	18番 福田 公夫	19番 安田 昌樹

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

6番 鎌田 政永		
----------	--	--

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

2番 澤田 秀一	3番 工藤 榮	4番 工藤 隆正
5番 木立 忠徳	6番 風晴 繁雄	7番 山内 洋一
8番 山田 正樹	10番 佐藤 量一	11番 小泉 作郎
12番 斉藤 直美	13番 石川 正光	14番 豊川 明子
16番 天内 輝明	19番 成田 貴吉	

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

1番 工藤 努	9番 木立 れい子	15番 野呂 正幸
17番 三上 紘史	18番 出町 鉄昭	

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	三 上 正 俊	事務局 次 長	竹 内 芳
浪 岡 分 室 長	坂 本 公 平	主 幹	櫻 田 正
主 幹	堀 内 和 之	主 査	福 士 和 年
主 査	工 藤 武	主 事	舘 岡 進 太 郎

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○議長 (福士修身会長)

それでは早速ではございますが、ただ今から、第20回青森市農業委員会月例総会を開会します。

○議長 (福士修身会長)

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員19名中17名が出席しております。なお、推進委員の方は、14名が出席しております。以上でございます。

○議長 (福士修身会長)

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。

あらかじめ私から皆様をお願いいたしますが、月例総会での発言は、挙手、起立のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長 (福士修身会長)

続きまして、議事録署名者を指名いたします。10番齊藤光朗委員、11番佐藤紘一委員にお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

異議なしと認め、両委員にお願いします。

○議長（福士修身会長）

引き続き会期を定めます。会期は、今日 1 日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

○議長（福士修身会長）

ただいまより議案審議に入ります。議案第 101 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（秋谷進委員 遅れて入場）

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が 6 件、賃借権設定が 3 件、合計 9 件です。個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 4 ページに記載しております。

それでは、個別の内容につきましては、要約して説明させていただきます。一番左の欄に申請番号、右から二つ目の欄に申請事由が記載されています。

まず、所有権 111 と 112 ですが、こちらは、労力不足のため、経営規模を拡大したい受人へ売却するものです。

次に所有権 113 ですが、こちらは隣接地の所有者が、経営規模を拡大したい受人へ売却するものです。

次に所有権 114 と 115 ですが、耕作したい共有者が他の共有者の持分を贈与で取得するものです。

次に所有権 116 は、親族間の贈与です。

次に、賃借権 122 から賃借権 124 までについては、労力不足のため、経営規模を拡大したい借人へ賃借権を設定するものです。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しております。農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に関する調査内容につきましては、お手元に配付している調査書等のおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（福士修身会長）

それでは、本案について審議を行います。ご質問・ご意見ありましたらどうぞ。

○3 番（一戸昭憲委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

はい 一戸委員。

○3 番（一戸昭憲委員）

114 番、115 番の持ち分 2,169 分の 940 ってこれ、どういう意味ですか。

○事務局

こちらにつきましてはですね、元々単独で 100%持っていたものに対して当時の状況は分かりませ
んけれども、申請人の先代の時に、その持ち分 2,169 分の 940 という形の設定がされたものでござい
ます。ですので、当人同士が了解の下にこのような持ち分を設定したものと考えております。

○議長（福士修身会長）

一戸委員よろしいですか

○3 番（一戸昭憲委員）

分筆したって事ですか。

○議長（福士修身会長）

これは、分筆ってことですよ。

○事務局

いえ、分筆ではなくて、あくまでも一筆に対して当初は 100%個人が持っていたものに対し、共有
持ち分の設定が、筆を分けずにですね、あくまでも持ち分の割合がそのような形で設定されている形
になっております。

○議長（福士修身会長）

一戸委員よろしいでしょうか。

○事務局

つまり、一つの土地を何人かで共有で持っていた。自分の持ち分をまとめてその人にやるって
いう事です。

○3 番（一戸昭憲委員）

それは分かりますけど、一坪ずつの分け方って事。3,000 坪くらいあるじゃない。一反部の分け方、
坪数で分けたって事。こういう分け方も OK って事だな。

○事務局

持ち分の設定なので面積を設定する必要はありません。

○議長（福士修身会長）

この場合は、共有財産。

○事務局

そうです。何かの事情があったと思う。

○3 番（一戸昭憲委員）

はい、わかりました。

○議長（福士修身会長）

みなさんよろしいですか。他にご意見ある方いらっしゃいますか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、ご異議ありませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第 102 号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地転用を目的として、所有権移転に関する許可申請が 1 件となっております。青森地区の市街化調整区域における申請が 1 件となっております。

それでは、今回の転用案件につきまして、転用案件説明に基づき、ご説明させていただきます。右上に議案第 102 号関係資料と記載している資料をご覧ください。申請番号 43 番 案内略図①と記載

されていますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が位置図、4 ページ目が案内図、5 ページ目が法務局の地図、6 ページ目が地積測量図、7 ページ目が土地利用計画図、8 ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。9 ページ目が土地の登記簿謄本、10 ページから 11 ページ目が法人登記簿、12 ページ目が顛末書でございます。

議案第 102 号関係資料と記載した 1 ページ目に戻っていただきたいと思います。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。

まず、立地基準でございますが、水管、これは水道管でございますが、それと下水管が埋設されている、幅員 4m 以上の市道の沿道区域にあり、かつおおむね 500m 以内に、教育施設である高田小学校と公益的施設である高田保育園が存するエリアにある農地であるため、第 3 種農地と判断されます。第 3 種農地の転用は許可できるものとされております。

顛末書についてでございますが、現在の所有者である●●●●さんの配偶者にあたる●●●●氏が、平成 10 年 4 月にこの農地に土砂を入れてしまい、貸してしまっていたとのことでございます。その●●●●氏は平成 27 年に亡くなっており、その時の詳しい経緯について妻の●●さんは分からないとのことでございました。また貸していた際には、かなりの廃棄物が置かれていましたが、それも適正に処分し、どうにか今の状態にしたものでございます。以上のことから、この状態での許可申請もやむを得ないものと事務局で判断いたしました。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

以上のことから、立地基準と一般基準を満たしていると考えられます。では、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（福士修身会長）

これより本案について審議を行います。ご質問・ご意見がありましたら、どうぞ。ご質問ある方はありませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第 103 号、104 号及び 105 号は関連がありますので一括審議の議題とします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案の農用地利用集積計画（案）は、議案第 103 号及び 104 号の、所有権移転が 6 件、利用権設定が 20 件、集積計画の面積は、所有権移転が 28,676 m²、約 2.9ha、利用権設定が 70,002 m²、約 7ha となっております。個別の内容につきましては、所有権移転の案が 6 ページから 8 ページ、利用権設定の案が 9 ページから 16 ページに記載しております。

今回利用権の件数が多いですが、これは前回に引き続き、三本木・滝沢地区における基盤整備事業関連で青森県農地中間管理機構が中間管理権を取得することから来ております。今回ですべてとなります。これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、9 ページから 16 ページの議案第 104 号分につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該農用地利用集積計画案の決定後における農地中間管理機構の転貸予定内容に対しての意見も求められております。

転貸予定内容は、右側の備考欄に記載しております。また、17 ページの議案第 105 号につきましては、以前、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けたもので、今回は、農地中間管理機構の転貸予定内容に対してのみの意見を求められております。件数にして 3 件、面積は 32,133 m²、約 3.2ha となっております。それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（福士修身会長）

これより、9 ページ目の申請番号 171 番、11 ページ目の 176 番、12 ページ目の 178 番から 180 番まで、13 ページ目の 182 番、14 ページ目の 183 番から 185 番まで、それから、15 ページ目の 186 番及び 188 番、合計 11 件の審議を行うにあたり、斉藤直美推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。斉藤推進委員、よろしく願いいたします。

（斉藤直美推進委員 退席）

○議長（福士修身会長）

それでは、申請番号 171 番他全 11 件の審議を行います。ご質問・ご意見ありましたら、どうぞ。

○各委員
(意見なし)

○議長(福士修身会長)
申請番号 171 番他全 11 件についてご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(福士修身会長)
異議なしと認め、そのように決定いたします。齊藤直美推進委員を入場させてください。

(齊藤直美推進委員 入場)

○議長(福士修身会長)
ちょっとお待ちください。

○議長(福士修身会長)
大変お待たせしました。これより、議事参与制限があった申請番号 171 番他全 11 件を除く本案について審議を行います。ご質問・ご意見ありましたらどうぞ。

○各委員
(意見なし)

○議長(福士修身会長)
異議なしと認め、当該計画は決定いたします。

○議長(福士修身会長)
次に、報告第 66 号を議題とします。事務局より説明を求めます。

(事務局次長 報告のみ朗読)

○事務局
説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用届出で 3 件でございます。青森市農業委員会事務処理規程第 7 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、受理通知書交付済です。以上です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第 67 号を議題とします。

○事務局次長

はい、事務局より説明させていただきます。

（事務局次長 報告を朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が 5 件となっております。青森市農業委員会事務処理規程第 7 条第 1 項第 9 号の規定に基づき、受理通知書交付済です。以上です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでございますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第 68 号を議題とします。事務局より説明願います。

（事務局次長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約で 9 件となります。以上でございます。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでございますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長（福士修身会長）

次に、報告第 69 号を議題とします。事務局より説明を求めます。

(事務局次長 報告のみ朗読)

○事務局

「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明で 2 件でございます。いずれも農地転用許可済であり、転用目的とおりに転用されていることを確認しております。なお、非農地証明書は交付済でございます。以上です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでございますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長（福士修身会長）

事務局、その他に何かありますか。

(人・農地プランの件について、農業政策課から説明)

(第 19 回月例総会において、秋谷委員より質問のあった、有限会社とれたてハウスが保有する畑で栽培している作物について、ブロッコリーの肥料用の草を栽培していると回答)

(農業委員等の綱紀粛正について)

(経営管理講座「税制セミナー」の開催案内について)

(令和元年台風第 19 号等災害義援金の募集について)

(令和元年度青森県農業委員会県大会及び懇親会の開催案内について)

(山田正樹推進委員が栽培した「青天の霹靂」が、天皇陛下の即位に伴い行われた重要祭祀

「大嘗祭」に提供されたことの報告)

(秋谷進委員が、令和元年秋の叙勲において、地方自治功勞として「瑞宝双光章」を受賞されたことの報告)

(次回の月例総会は 12 月 10 日（火）午後 1 時から柳川庁舎 2 階大会議室で開催予定の連絡)

○議長（福士修身会長）

皆さんお疲れ様でした。これを持ちまして、第 20 回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。